

平成27年3月30日  
福祉部長決定

## 加古川市生活困窮者一時生活支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。）第3条第6項及び第7条第2項第1号で規定された事業の実施について、必要な事項を定める。

(事業の対象者)

第2条 一定の住居を持たない生活困窮者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者を対象とする。

(1) 次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第295条第3項の条例で定める金額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を超える場合は100万円とする。）以下であること。

(2) 加古川市が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

(事業内容)

第3条

(1) 支援内容

本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において、必要に応じて健康診断及び健康医療相談を行うとともに、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

(2) 利用手続

本事業の利用に関し、実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な仕様を定めることとする。

本事業を実施するに際し、相談支援は自立相談支援事業において行われるものであり、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに盛り込むこと

としている。

(3) 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、市長が必要と認める場合は、6月を超えない範囲内で市長が定める期間とすることができる。

(4) 宿泊場所の供与を行う施設

施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。ただし、事業を委託した場合で、受託者がその他の方法で担保できたと判断できる場合は、この限りではない。

(ア) 事務室

(イ) 宿泊室

(ウ) 浴室又はシャワー室

(エ) 便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

ウ 職員の配置

施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置する。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

(実施上の留意事項)

第4条

ア 事業の実施に当たっては、国が定める「一時生活支援事業の手引き」を参照するものとする。

イ 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性

により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うものとする。

ウ 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえるものとする。

エ 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、市長が必要と認めた支援事業につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図るものとする。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図るものとする。

なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図るものとする。

オ 本事業の実施に当たっては、必要に応じて、地域社会の理解が得られるよう、例えば、生活困窮者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元町内会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。